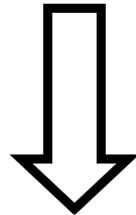


行政事業レビューシート (文部科学省)						
予算事業名	文化功労者年金の支給に必要な経費		事業開始年度	昭和26年度	作成責任者	
担当部局庁	大臣官房人事課		担当課室	総務班	総務班主査 戸部 信幸	
会計区分	一般会計		上位政策	芸術文化の振興		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文化功労者年金法第1条		関係する計画、 通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰すること。					
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文部科学大臣が候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから閣議了解を得て決定)に年金を支給し、これを顕彰すること。					
実施状況	平成21年度においては、当該年度に決定した文化功労者15人を含む、のべ222人に対し、年金を支給した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	753	763	777	809	833
	執行額	753	763	777		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	753	763	777		
自己点検	支出先・ 用途の把握水準・ 状況	○文化功労者年金は、毎年度4月1日時点の該当者を確認して6月30日までの間(新たな決定者は決定日から3月以内)に、年額350万円を本人の口座に文部科学省から直接支給している。 ○平成21年度においては、当該年度に決定した文化功労者15人を含む、のべ222人に対し支給している。				
	見直しの 余地	○本事業は、政令で定められた額を、第三者へ業務委託することなく、文部科学省が直接本人の口座に支給する制度である。文化功労者年金の性格に照らしても、また、事務的にも、現行の支給方法を見直す余地はないと考える。 ○なお、年金の額については、昭和58年以降据え置かれている状況だが、現下の財政事情にかんがみ引き上げは難しいと考える。				
予算 監視 の ・ 所 効 見 率 化	1. 事業評価の観点：この事業は、文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著なものに年金を支給するものである。今回、長期継続事業の観点で検証を行った。 2. 所見：文化功労者年金法に基づく、文化の向上発達に関し功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰するために必要な事業であることから、現行において、見直しの余地はなく、現在の事業内容・予算規模を引き続き維持すべきである。					
補 記						

文化功労者年金の支給に必要な経費(フロー図)

文部科学省
777百万円

〔文化の向上発達に特に功績顕著な者(文化功労者)に直接支給し、これを顕彰する。〕



【直接支給】

A. 文化功労者(222名)
777百万円

〔文化功労者年金法施行令に基づき、1名当たり3.5百万円を直接支給〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A. 文化功労者					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
文化功労者年金	文化功労者(1名分)	3.5			
計		3.5	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。使途
 と費目の双方で
 実情が分かる
 ように記載)